

第4次上富田町総合計画

< 基本構想 >

平成22年9月
上富田町

目次

第1章	基本理念と将来像	1
第1節	基本理念	
第2節	将来像	
第2章	将来人口	2
第3章	土地利用構想	2
第4章	総合計画の体系図	3
第5章	基本目標と施策の大綱	4
第1節	基本目標	
第2節	施策の大綱	

第1章 基本理念と将来像

第1節 基本理念

『明るく豊かなまちづくり』～明るく生活ができ心の豊かさが実感できるまちづくり～

基本理念は、上富田町のまちづくりの基本的な考え方を示すものです。

町民が、健やかで安心して暮らせるように、町民と行政が一体となって、協働により活力あるまちづくりを目指します。

本町は、温暖な気候や美しい緑、町の中央を流れる富田川など、風光明媚な自然に恵まれ、明るく豊かなまちづくりが進んできました。それは、先人たちの限りない努力の賜で、今日の繁栄があります。

その意思を引き継ぎ、みんなの知恵と創造により、『明るく豊かなまちづくり』～明るく生活ができ心の豊かさが実感できるまちづくり～に、力を合わせて取り組みます。

第2節 将来像

『みんなが学んで花ひらくくちくまの口熊野かみとんだ』～自立と協働のまちづくり～

少子高齢化社会の進展や厳しい財政状況、地方分権推進のなか、これからも、町民と行政がそれぞれの役割を分担し、ともに知恵と力を出し合い、まちの特性を伸ばし、課題を解決しながら、次代に引き継げるまちの創造が求められています。

このような視点から、これからの上富田町のまちづくりの将来像『みんなが学んで花ひらくくちくまの口熊野かみとんだ』～自立と協働のまちづくり～を設定して、まちづくりの主体である町民一人ひとりの力を結集するため、生涯学習を推進し、自立と協働の意識を高めるとともに、町民一人ひとりの知識や経験がまちづくりに活かされるように進めることで、町民がより心豊かに、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

「花ひらく」：前向きな開拓精神でまちづくりを進めていく「拓ひらく」という意味と、「幸運になる」「よくなる」という願いを込めた「開ひらく」の両方の意味を持たせて「ひらく」としています。

「口熊野」：当地域は熊野古道中辺路街道の入口として、いにしえより「口熊野」という名で栄えてきました。

第2章 将来人口

わが国は、少子化の影響により人口減少社会に転じています。このような状況から、上富田町の平成17年の国勢調査による人口14,775人に対して、本計画の目標年次である平成32年の将来人口は14,437人と推計されています。

今後は、子育て支援の充実、産業振興による雇用機会の創出に努めることにより、人口減少を抑えられるよう最大限の努力をします。

平成22年3月末の住民基本台帳人口は、15,215人です。

出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口<市区町村別参考推計（封鎖人口）データ>』（平成20年12月推計）

第3章 土地利用構想

土地は、すべての町民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動を展開する基盤であることから、安全性、利便性、快適性、そして、地域の特色を考慮した自然と調和のとれた魅力あるまちを創造していきます。

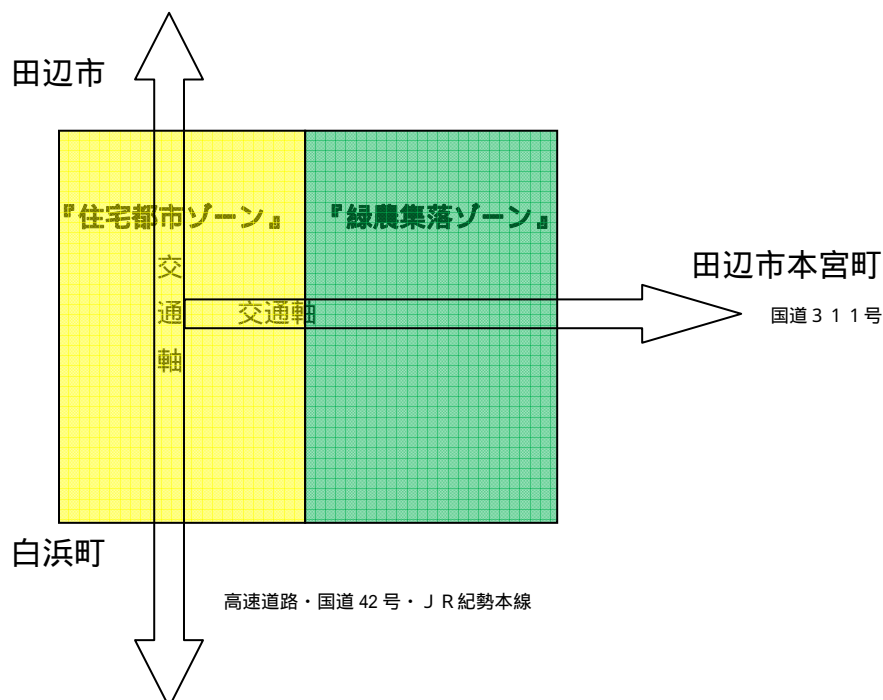
主として、次の2つのゾーンに区分し、総合的、計画的な土地利用を進めます。

(1) 住宅都市ゾーン

自然に囲まれながら、都市型生活を快適に営むことができる地域

(2) 緑農集落ゾーン

豊かな自然や心休まる農村景観が保全され、農業を中心とした生活が快適に営むことができる地域



第4章 総合計画の体系図

【基本理念】明るく豊かなまちづくり ~明るく生活ができ心の豊かさが実感できるまちづくり~



【将来像】みんなが学んで花ひらく^{くちくまの}熊野かみとんだ ~自立と協働のまちづくり~



【基本目標】しあわせなまちづくり ~健康で文化的な生活が営めるまちづくり~



【施策の大綱】 地域福祉の推進
社会福祉の推進
児童福祉と子育て支援の推進
保健・医療の充実
環境保全の推進

教育と文化のまちづくり ~教育・文化芸術・スポーツ活動が充実したまちづくり~



【施策の大綱】 生涯学習の推進
幼児・学校教育の推進
人権意識の高揚と男女共同参画の推進
青少年の健全な育成
文化芸術の振興
生涯スポーツの振興

魅力あるまちづくり ~安全・安心して暮らすことができるまちづくり~



【施策の大綱】 安全・安心な暮らしの確保
適正な土地利用の推進
生活基盤の整備
農林業の振興
商工業・観光(交流)の振興
定住の促進
効率的な行財政の展開と町民との協働
広域行政の推進

第5章 基本目標と施策の大綱

第1節 基本目標

地方分権が進展するなかで、自治体が、主体的に自らの知恵と努力でまちづくりを行うことが求められています。そのために、自治体の運営に自立と責任がより重要となります。

このような状況を受けて、『明るく豊かなまちづくり』～明るく生活ができ心の豊かさが実感できるまちづくり～の理念をもとに、『みんなが学んで花ひらく^{くちくまの}熊野かみとんだ』～自立と協働のまちづくり～を実現するために、次の3つの目標を定めます。

1 『しあわせなまちづくり』～健康で文化的な生活が営めるまちづくり～

すべての町民が、あらゆる場において、いつまでも、健康で文化的な生活が営めるよう生活環境や経済基盤が整備され、一人ひとりが明るく幸せで、やすらぎと生きがいのある生活ができることを目標とします。

そのため、少子高齢化、家族形態や価値観の多様化、個人主義の台頭等により、徐々に失われつつある地域コミュニティを再構築することで、地域の福祉力向上に努めます。

2 『教育と文化のまちづくり』～教育・文化芸術・スポーツ活動が充実したまちづくり～

すべての町民が、自然に恵まれた豊かな環境のもと、人間としての尊厳が重んじられ、社会の中で、より情操豊かな人間形成を目的として、より質の高い教育が受けられることを目標とします。

そのため、町民が、充実した教育活動や文化芸術、スポーツ活動を通して、自主性と創造性を高め、一人ひとりが生涯にわたって限りなく成長できるまちづくりに努めます。

3 『魅力あるまちづくり』～安全・安心して暮らすことができるまちづくり～

すべての町民が、社会生活において、より質の高い生活が満たされるよう快適な環境で、安全で安心して暮らせるまちを目指し、生活基盤の整備や産業振興を図り、若者が定着し、豊かな暮らしが実現できるまちづくりを目標とします。

そのため、町民一人ひとりが主体的、積極的にまちづくりに参加できる体制づくりを目指して、地域のコミュニティ活動を支援し、町民の連帯感や自治意識の高揚に努めます。

第 2 節 施策の大綱

1 『しあわせなまちづくり』～健康で文化的な生活が営めるまちづくり～

(1) 地域福祉の推進

少子高齢化や核家族化が急速に進み、従来の福祉施策だけでは解決できない、様々な生活課題が生まれてきています。これらの課題解決には、地域や住民が中心となった「地域福祉」という新しい福祉の形が求められています。

これにより、福祉分野の個別計画を包括する計画として、平成 21 年 3 月に「上富田町地域福祉計画」を策定しました。

住民生活を取り巻く急激な環境変化に、従来の対象者別個別計画だけでは対応しきれない、新たな生活課題が生まれています。その課題の解決には、地域住民の「お互いさま」という支え合いや助け合いがより必要となってきました。

地域福祉とは、身近な地域での相互協力によって、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活するための仕組みづくりを行おうとするものです。

そのため、自助（個人・家族）、共助（地域）、公助（行政）、そして地域と行政との連携で行う協働に分け、それぞれの役割を具体的に表しています。

本町は、この地域福祉計画を推進することにより、急激な環境変化で、徐々に失われつつある地域コミュニティを再構築することで、地域の福祉力向上に努めていきます。

行政の役割として、従来の社会福祉を進めながら、町民が主体となる新しい福祉の地域福祉を積極的に進めます。

(2) 社会福祉の推進

社会構造の変化に加え、経済不況も町民生活に大きな影響を与えています。町民のライフスタイルの変化に伴い、個人の価値観も多様化し、行政に対するニーズを複雑、多様化させてきています。

これからの行政は、このような様々な町民ニーズにも速やかに対応し、社会福祉サービスを積極的に進めていくことが求められています。

女性は、就労意欲が益々増大し、社会進出も進んでいます。女性の社会進出を支えるため、働きながらも安心して子育てのできる環境づくりを進めていきます。

団塊の世代の高齢化に伴うこれからの社会では、高齢者自身が、健康を保持し地域を支える重要な役割を担っていただかなければ、地域コミュニティを守ることができなくなってきます。

誰もが、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせる仕組みを作るため、「高齢者福祉計画・第 4 次介護保険事業計画」に沿って、福祉サービスの充実を図っていきます。

さらに、いつまでも健康で元気に、高齢者自らが生きがいを持って活躍できる場が得られるような「生きがい対策」を進めます。

少子化が進むなかで、次代を担う子どもたちを健全に育むため、子どもたち一人ひと

りが尊重され、個々の能力や生活環境に適合した取り組みを行い、優しさと思いやりの心が育つ優しいまちづくりを進めます。そして、子どもたちが社会の一員として参画できる仕組みづくりを進めていきます。

障がい者(児)と健常者が、互いに支え合い助け合いながら、住み慣れた地域で安心して安全に暮らすために、「上富田町障がい者計画」に沿って、バリアフリー化や誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

また、障がい者(児)スポーツの普及を通して、障がい者(児)の体力向上と健常者と交流が図れる環境整備に努めます。

ライフスタイルの多様化により、余暇を活かし自らの個性を發揮しながら、自己実現を目指す人が増加してきています。

すべての人々が、主体的かつ自主的に社会に参画しながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して、住み続けられる住みよいまちづくりを進めていきます。

(3) 児童福祉と子育て支援の推進

「上富田町次世代育成支援行動計画(後期計画)」に沿って、21世紀を担う子どもの健全な育成を図るための施策を進めます。

出生率の低下を背景とした少子化や、核家族化とも相まって、家庭における児童の養育機能が低下し、育児不安を抱えた親が増加しています。

子育ては、家庭が責任を持って行うものですが、子育てを家庭だけで行うのではなく「地域で共に子どもを育てる」という考え方に立ち、家庭の養育機能の向上とともに、地域の養育機能の向上を図ります。

近年の児童虐待や、子どもを巻き込んだ犯罪が増加傾向にあります。未然に防ぐためには早期の発見とその対応こそが最も重要です。

それには、身近な地域での何気ない見守りが必要です。ここにも地域の養育機能の向上が求められています。

本計画では、家庭の養育にも目を向けていきます。働きながら安心して子育てのできる保育所等の環境整備を進めるとともに、専業主婦(夫)など、家庭の養育に対する施策も積極的に行います。

また、保育と教育を一体として考える幼保一元化について、すべての児童の教育を受ける権利を尊重しながら、今後の保育行政を進める中で検討していきます。

すべての子どもが、安心して、いつも笑顔でいられるような子育て環境の整備を進めます。

(4) 保健・医療の充実

現在の福祉や健康を取り巻く環境は、大変複雑で多様化してきており、心身ともに健康に暮らすためには、充実した福祉社会の構築が求められています。

このため、関係機関との連携をさらに強化し、乳幼児期から老年期までの全町民を対象とした保健、医療、福祉の一貫した体制づくりにより、町民の心身の健康づくりに努め、健康なまちづくりを進めます。

これらの行政施策と並行して、町民の健康づくりに対する意識改革を推進することが必要です。本計画策定のために実施した住民意向調査では、将来の自分や家族の健康、介護を不安視する意見が多くみられます。反面、町が実施する健康診査等の受診率は低迷しています。この実状を踏まえ、改めて「健康かみとんだ21計画」のスローガンを確認し、「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という自らの努力による健康づくりへの住民意識の醸成を図ることが緊急な課題です。そのため、各種健(検)診の受診や健康教室への積極的な参加意識の普及啓発を行い、生活習慣病の発病や進行の予防を行います。

一人ひとりが、健康に対する正しい知識を身に付け、生涯、健康な生活ができるよう地域全体で支援していく環境づくりを進めていきます。

(5) 環境保全の推進

地球温暖化やオゾン層破壊、あるいは酸性雨被害など、地球規模の環境悪化が進行しています。そこには、我々一人ひとりの社会経済活動がその発生要因に深く関わっています。環境保全が適切になされない場合、いずれは我々の生命や財産も脅かされることを深く認識する必要があります。

そのためには、まず身近な問題から取り組んでいくことが、地域の生活環境を守る上で重要なことです。

町民が、環境循環型社会構築への理解を深め、自助努力により、「まず、ごみは、出さない。出たごみは、分別を」という住民意識の醸成を図りながら、環境保全の指針である分別収集計画に沿った取り組みなど、自主的活動への支援を積極的に行い、町民と行政の協働により、二酸化炭素の削減に努め、地球温暖化防止対策に取り組みます。

また、「上富田町地域新エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電などクリーンな自然エネルギーの利用促進を積極的に進めるとともに、自然豊かな町土を次世代に引き継いでいくことが、我々の使命であると考えます。

2 『教育と文化のまちづくり』～教育・文化芸術・スポーツ活動が充実したまちづくり～

(1) 生涯学習の推進

近年、高度情報化、少子高齢化の進展など、社会構造は急速に変化をみせているとともに、人々の価値観や考え方の多様化などを背景に、町民の生活状況や意識も急激に変化してきており、生涯学習へのニーズも益々多様化しています。

このようななかで、地方分権時代に向けた町民協働のまちづくりの進展、家庭や地域の教育的機能の低下など、町民の各世代における社会的な課題を的確にとらえた「人づくり」に関する取り組みは、必ずしも十分ではない状況にあります。

このため、生涯学習に基づく「上富田町の教育目標」に照らし、発達段階に応じた学習を確実に習得し、生涯学習に向けた基礎を培っていきます。

また、高度化する住民ニーズに対する学習機会の充実に、継続して取り組みながら、地域の課題や社会問題など公共的な課題解決のために、関係機関や各種団体等との連携・協力に一層努めるとともに、社会人として必要な人間力の向上や、家庭や地域の教育力の向上などにより、未来を担う子どもや地域社会を支える「人づくり」、町民の学習成果を生かした主体的な「まちづくり」への参画を積極的に進めます。

さらに、国際化社会に対応できるように、国際意識、国際感覚の豊かな人材の育成に努めるため、国際交流事業の充実を図ります。

(2) 幼児・学校教育の推進

教育は、かけがえのない一人ひとりの尊厳を重んじ、人の持つ無限の可能性を豊かに開く営みであり、人間一人ひとりが豊かで充実した人生を送るための学習支援をするものです。

しかしながら、基本的な学習の習得が十分でない児童・生徒も見受けられます。

また、人間関係を構築することが苦手な児童・生徒もいて、不登校や生徒指導上の課題があり、一人ひとりを大切に豊かに生きることを学ぶ場が必要となっています。

このため、激しく変化する社会に対応する人間の育成、「生きる力」を育むために、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開します。

さらに、幼稚園、保育所、学校、NPO法人等との連携を強化し、基本的な学習をもとに活用する能力を培い、主体的に物事に取り組む態度を養い、それぞれの個性を活かす教育を進めます。

また、読書活動の充実を目指し、課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力」の能力向上に取り組めます。

運動面においては、学校、家庭が一体となり、体力向上に努める必要があります。

そして、これらの基本に、食育を重要な課題と位置付けていきます。

なお、今後も引き続き、安全、安心な学校施設等の整備を進めます。

(3) 人権意識の高揚と男女共同参画の推進

人権とは、すべての人間が生まれながらに持つ権利で、人間が人間らしく生きていく

ための誰もが侵されることのない権利です。

人権尊重のまちづくりには、個人の尊厳を大切に考える考え方が根底にあります。

本町が、将来にわたり心豊かで活力のあるまちとして発展していくには、町民が人権問題や人権尊重の正しい知識と、日常生活における態度や行動に現れる人権感覚を身につけられる教育・啓発に努め、学校、家庭、地域の連携を深めながら、人権意識の高揚に努めます。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画を進めます。

(4) 青少年の健全な育成

近年、物質的な豊かさの中で、様々な恩恵を受ける一方、核家族化や少子化などの家庭環境で孤立化し、自然とのふれあい、思いやりや感謝の心、人と人との協調や連帯感を育む機会が失われつつあり、問題行動の増加など憂慮すべき状況にあります。

また、急速な情報メディアの普及により、成長する過程で重要な役割を果たす読書の機会が少なくなり、さらには有害情報にかかるトラブルなども多く、家庭における教育力の向上や地域社会の関わりが問われる時代となっています。

そのため、行政をはじめ、関係機関、関係団体等が連携を強化し対処していくとともに、青少年の健全育成を町民全体の責務としてとらえ、学校、家庭、地域が一体となって総合的に取り組んでいく必要があります。

さらに、青少年の自主性の尊重を図り、読書活動の推進やスポーツ活動への参加、非行防止等にかかる情報の共有や提供に努め、温かい環境の中で育成できるよう家庭教育や地域活動の充実を目指します。

なお、次代のまちづくりを担う社会人として成長できるように、青少年リーダーの養成、青少年グループ等の育成を積極的に進めます。

(5) 文化芸術の振興

先人が、これまで培ってきた歴史や文化などを、次代に継承していくことが必要であり、文化財については、その価値を認識し、保全や活用を図ります。

文化芸術は、生涯学習、地域の活性化など、様々な分野でその活用が広がってきており、さらなる文化芸術の鑑賞や活動の機会が、求められています。

また、町内の町民共有の文化財の保全や、伝統の継承、及び文化財に関する学習機会や情報の提供、伝統芸能等の発表などの活動を推進し、特色ある文化や伝統をまちづくりや人づくりに活かして、その価値を高めていくように努めます。

さらに、心豊かな生活、及び活力ある社会の実現に寄与するために、様々な文化芸術に関する自主的な活動の支援や創作、発表環境の充実、また、文化芸術の担い手である町民との協働により地域の特性に応じた活動を進めます。

(6) 生涯スポーツの振興

スポーツは、人間が本来持つ身体的、精神的欲求に応え、個々の目的に応じて様々な

方法でスポーツに親しむことで、人生に活力や潤いを与えてくれる人類共通の文化の一つです。

しかし、私たちを取り巻く現代社会は、生活の利便性の向上や、情報化の急速な発展とともに、社会環境や生活スタイルの変化による運動機会の減少や、ストレス増大を招き、心身の健康を維持していくことが、困難な社会へと変化しています。

これらのことを背景とし、生涯にわたって、みんなが気軽にスポーツに親しむことができ、心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることができる、人もまちも輝く生涯スポーツのまちを目指し、体育協会、体育指導委員会を中心に、総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら、スポーツによる地域の活性化を目指します。

また、町民、地域や学校、企業、スポーツ団体及び行政が各々の役割を果たすだけでなく、連携と協働により、スポーツ行政への期待、ニーズを的確に汲み取り、スポーツにかかる諸課題に取り組めるように、その環境の整備を進めていきます。

3 『魅力あるまちづくり』～安全・安心して暮らすことができるまちづくり～

(1) 安全・安心な暮らしの確保

豊かな自然環境は、私たちに、やすらぎと憩いの場を与えてくれますが、近年頻発している風水害など、災害への危険性が高いということもいえます。

自然災害を予測し、コントロールすることは不可能であるため、日頃から過去の体験を活かした備えを十分にしておくことが大切です。災害に強いまちとは、被害を最小限にする「減災」の対応力のあるまちといえます。

このため、道路・河川・ため池・急傾斜地等の定期的な安全点検と、自然環境に配慮した治山・治水事業などによる危険箇所の計画的な早期改修に努めます。また、森林や農地など保水機能を有する自然資源の保全に努めます。

さらに、あらゆる災害を想定した早急な防災体制の整備充実の必要性や、交通事故や子どもを巻き込んだ犯罪、高齢者を対象とした詐欺事件、インターネット犯罪などの消費生活に関する安全性など、様々な分野において、安全・安心のまちを構築していくことが求められています。

これからも、防災・気象情報等の最新情報を提供できる体制づくりに努めます。また、町民の消防・防災意識を高める自主防災組織の強化と、継続的な支援、公共施設の耐震化、地域と一体となった総合防災訓練の実施等、町民と行政の協働による災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、災害時の活動を円滑に行うため、消防・防災組織の整備強化を図るとともに、情報システムの充実や、防災関係情報の迅速な収集・伝達に努めます。

なお、交通秩序の維持や、交通弱者の保護・誘導を図るため、交通安全教育の推進や、交通安全施設の充実、地域防犯対策、町民が安全で合理的な消費生活を営むため、県と連携を図りながら、消費者支援のための諸施策を進めます。

(2) 適正な土地利用の推進

近年における経済の発展やモータリゼーションの進展、また、核家族化の進行やライフスタイルの変化、さらには農業構造の変化などの様々な要因により、土地利用の混在や耕作放棄地が増加しています。

土地は、町民のための限られた資源であるとともに、経済活動をはじめとする町民活動に必要な共通基盤です。

その利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、環境や防災、地域の特性に配慮しながら、都市環境の向上と農村地域の魅力を、最大限引き出す観点から、町民の理解と協力のもとに長期的な視野に立ち、総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが必要です。

このため、農業と工業の調和のとれた田園工業型のまちづくりを進めていくなかで、農村地域においては、豊かな自然環境や歴史的資産などの地域の個性を彩る多様な資源を守り活かしながら、農地の効率的利用・保全、生活環境の維持・向上に努めていきます。

都市計画区域においては、用途地域設定を検討しながら、土地の有効活用を促し、活性化させることにより、住宅や企業の立地促進及び商業振興など、行政、交通、商業、居住等の様々な機能が集積された利便性が高く快適な都市空間を創出していきます。

(3) 生活基盤の整備

少子高齢化やライフスタイルが多様化するなか、快適で便利な暮らしを実現するには、生活基盤の整備が重要です。

道路整備については、地域の景観や、環境美化及びみんなに優しいまちづくりの考え方など、多様なニーズに合わせたきめ細やかな高速道路・国道・県道・町道等の道路整備を進めるとともに、交通事故を未然に防ぐための交通安全対策に努めます。

町民の公共交通機関であるバスについては、利用ニーズに合わせ、バスの運行経路、本数、時間帯等について、バス事業者等との協議を進めていきます。

今後、さらに進むIT社会に対応するため、情報通信基盤の整備促進を目指して、通信事業者等との協議を進めていきます

上水道の整備に関しては、老朽化施設の改修、水質や水量を維持するための施設・管路等の耐震化事業への投資など、計画的な整備改良が必要です。また、厳しい経営環境の中で健全財政を維持し、安全で良質な水を安定して供給していくため、信頼性の高い水道の構築に努めます。

下水道事業については、「下水道基本構想」をもとに基本的に、都市計画区域を中心に公共下水道事業で整備を進めています。農村部は5つの地区に分けて、農業集落排水事業で整備を進め、すべての地区が完了しています。整備区域外については合併処理浄化槽設置設備事業で整備を進めていきます。

これら3つの処理システムで全町を網羅し、環境衛生の保全を目指します。

また、整備完了区域においては、接続工事の推進・啓発に努めます。

(4) 農林業の振興

農業については、農産物の価格低迷による農業所得の減少や、特に、農業従事者の高齢化、後継者等の担い手の不足といった農業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあり、多くの課題を抱えています。

このような状況のなか、農業の安定的な発展に向けて、これまでの取り組みを継続していくとともに、農地や農業施設等の生産基盤の整備を行い、生産性の高い農業を促進し、多様な担い手の確保や育成、生産活動への支援も進めていきます。

また、地域の特性を活かし、消費者に選んでもらえる安全・安心な農産物の生産振興と、産地の確立、環境に配慮した農業を推進し、地産地消、流通対策やブランド化に向けた取り組みを、町民と行政との協働で進めます。

林業については、木材価格の低迷などにより、林業生産への投資が難しい状況のなか、手入れの遅れた森林が増加しており、その担い手である林業従事者の高齢化と、新規就業者の確保が大きな課題となっています。

このため、機械化林業の推進や、林業従事者の技術取得・向上を支援し、新規就業者

の確保、長期雇用と定着に向けた林業後継者の育成に努めるとともに、森林施業の集約化や、生産基盤の整備によるコスト削減などに取り組み、安全性の確保、及び持続可能な森林経営を進めます。

また、環境保全や国土保全など、森林のもつ多様な公益的機能の維持増進のため、森林資源の保護と、適正な森林整備を継続して推進し、治山施設と合わせた適切な管理を行うことで、防災機能の高い森づくりを進めます。

木材は、生産段階における環境負荷が少なく、森林は、大気中の二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たしています。しかし、手入れの遅れた森林では、十分な機能を発揮することができないため、森林の健全な成長を促すために、間伐等を進めるとともに、地域資源である木材を有効活用して、心身の健康に効果が期待できる木の良さについての普及啓発を進めます。

水と緑に恵まれた豊かな農村地域の景観形成のため、生活環境と一体となった総合的な取り組みを進め、農林業の振興と発展に努めます。

(5) 商工業・観光(交流)の振興

町内の商工業においては、長引く景気の低迷に加え、複雑、多様化する消費者ニーズへの対応の限界や、小規模店舗・事業所の廃業、後継者が確保できないなど、極めて厳しい状況におかれています。

このような状況のなか、商業については、商工会との連携により、後継者の意識啓発に努めるとともに、農業などの地域特性を活かした地場産業との連携強化を進め、消費者にとって魅力ある商業を展開し、持続可能な地域商業の活性化を目指します。

工業については、若年層の定住化、町民所得の向上等を目指した、雇用創出を図るためにも、社会情勢や企業の動向などを見据えた地場産業の育成や、企業立地の促進、中小企業への支援など、新しい時代に対応した多様な育成・支援に努めます。

観光については、豊かな自然・歴史文化・スポーツ施設を活用した交流による新たな観光産業の振興を図るため、町民と行政との協働の取り組みを進めます。

(6) 定住の促進

少子高齢化社会が急激に進展するとともに、都会生活への憧れや、就業機会の不足など、様々な要因が絡み、若年層の人口流出に歯止めがかからず、地場産業の停滞や、地域活力の低下を招いています。

今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していくことが予想され、若年世代のニーズを把握した定住環境整備の推進が必要です。

このため、若年世代にとっても、魅力ある新たな住宅・宅地の供給を図るなど、快適な定住環境づくりを進めていくため、身近な生活道路の整備や、上・下水道等の生活環境基盤整備、公共施設のバリアフリー化に努めます。

また、地域経済と密接な結びつきを有していた第1次産業、及び第2次産業の低迷等により、地元の受け皿が縮小し、中心市街地の賑わいや居住者の減少、農地の遊休化が進み、地域活力の低迷を招いています。

そこで、農業をはじめとした地場産業の振興を進め、雇用環境を創出するとともに、地域にふさわしい企業の誘致を、積極的に進めていきます。

住み続けたいと思えるまちを実現していくためには、教育環境や地域福祉の充実により、みんなでより良いまちを築いていくことが重要です。

そのため、一人ひとりが学びや交流により個々の意識を高め合い、生きがいを持って、共にまち全体を良くしていく活動に積極的に参加し、地域で助け合い、子育てや高齢者などの暮らしに対する安心感を高め、福祉豊かなまちを築いていきます。

(7) 効率的な行財政の展開と町民との協働

地方財政は大きな転機を迎えています。これは、地方分権を推進するため、国の施策として、国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の減額を一体的に行い、国と地方の財政構造を全面的に見直す三位一体の改革が実施されたことによるものです。

この三位一体の改革により、地方自治体間の財政力格差の拡大を引き起こし、また、公共施設の老朽化に伴う維持管理コストの増大や、地方債残高の要因、さらに少子高齢化に伴う社会保障費の増大も加わって、地方財政は厳しい運営を強いられています。

このような大変厳しい財政状況のもと、多様化する町民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、情報システム等を活用した事務の効率化や、事務事業の徹底した見直しを図るとともに、行政の透明性を高め行財政改革の一層の推進を行い、行政と民間の役割を明らかにしながら、緊急性の高い施策を優先的に実施するなど、効率的で効果的な行財政運営を目指します。

また、「自立と協働」は、主役である町民と行政が役割分担をしながら、まちづくりを推進するもので、厳しい財政事情を強いられる地方の復活の鍵を握る基本姿勢です。

本町においては、町内会を中心とした地域活動、地区公民館やコミュニティセンターを拠点とした文化振興活動や、ボランティア活動など、様々な町民活動が広がりを見せています。

しかし、価値観やライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティ活動に対する住民相互のふれあい意識が希薄化している状況も見受けられます。

このため、地域や世代を超えた町民主体の活動と交流を促進するために、ボランティア活動やNPO活動等を支援します。

さらに、町民が、積極的にコミュニティ活動に参加し、人と人とのつながりを大切にし、まちづくりに参加できる機会や、情報提供を積極的に行い、町民の参加意欲を醸成するとともに、町民と行政が互いに協働して取り組んでいるまちを目指します。

(8) 広域行政の推進

昭和30年代から40年代の高度経済成長を経て、生活水準が向上するとともに自動車を中心とした交通網の発達により、町民の活動エリアの広域化や、価値観の多様化、ライフスタイルの変化、国際化の進展、環境問題への意識の高まりなどの町民ニーズの複雑、多様化に伴い、近隣市町のそれぞれの個性を尊重しあいながら、広域圏における

役割分担と相互協力の重要性が高まっています。

特に、自然、歴史、産業といった地域資源を最大限に活用した交流人口の増大を図り、地域の活性化へとつなげる取り組みが重要となっています。

また、行政事務の共同処理、福祉、医療、廃棄物処理などの共通課題の一部事務組合の対応で、近隣市町との協力関係も増大しています。

文化的でゆとりのある生活を実現していくためには、広域的視野のもとに、上位計画との整合性を図りながら、行政各分野において、国、県、近隣市町、関係団体等との情報交流を積極的に行い、幅広い連携、協力に取り組むとともに、既存の広域事業の効率化を進めます。